

## 土砂災害警戒区域等見直し確認のための 現地調査（基礎調査）の結果について

平素より、県の土木行政につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土砂災害警戒区域の指定からおおむね10年が経過していること、土砂災害防止法<sup>※</sup>でおおむね5年ごとに基礎調査を実施することとされていることから、土砂災害警戒区域等見直し確認のための現地調査（3巡目基礎調査）の案内をさせていただいておりましたが、このたび、別添の図面のとおり、調査結果が判明しましたのでお知らせします。

調査によって明らかになった土砂災害警戒区域等の新規指定が必要な箇所・区域改正が必要な箇所につきましては、下記のとおり、指定図書（案）を閲覧するとともに、説明会を開催（裏面参照）します。

なお、新規指定が必要な箇所・区域改正が必要な箇所につきましては、諸手続き完了後、順次指定を行う予定です。

### 【3巡目基礎調査の概要】

- ・指定後に地形が改変された箇所等の区域の見直し
- ・指定要件を満たしているにもかかわらず指定されていない箇所の新規指定
- ・指定区域内の土地の使用状況や住宅等の増減の把握

※土砂災害防止法は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の通称です。

### 記

閲覧期間：令和7年12月11日（木）～令和7年12月25日（木）

閲覧時間：9時00分から17時30分（12時から13時は休憩時間）  
(土・日・祝日を除く)

閲覧場所：龍野土木事務所管理課（たつの市龍野町富永1311-3）

龍野土木事務所宍粟事業所（宍粟市山崎町庄能400）

宍粟市建設部建設課（宍粟市山崎町中広瀬133-6）

宍粟市波賀市民局北部事務所（宍粟市波賀町上野257）

※指定区域内に存する土地又は居室を有する建築物の所有者・管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、閲覧場所・説明会会場・郵送（当日消印有効）等にて意見書を提出することができます。

意見書の様式は、閲覧場所・説明窓口会場・県ホームページから取得できます。

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks15/ks15\\_00000002.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks15/ks15_00000002.html)

問合せ及び郵送等での意見書提出先

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所

（電話）0790-62-0049／（FAX）0790-62-8904

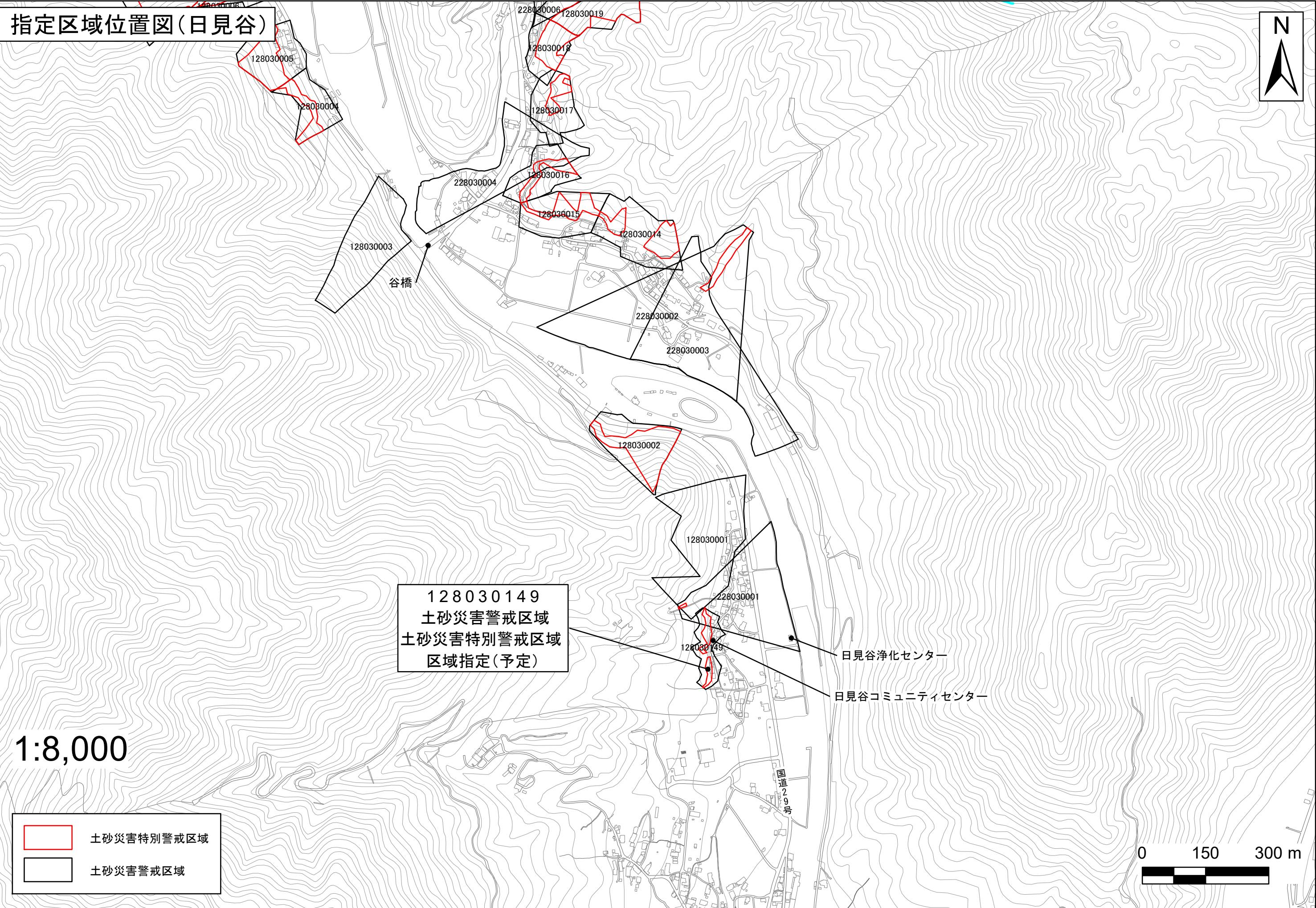
（E-mail）tatsunodoboku@pref.hyogo.lg.jp

## 《説明会》

- 日時 : 令和7年12月13日(土) 19時00分 ~
- 会場 : 日見谷コミュニティセンター(宍粟市波賀町日見谷113)

### 【位置図】





土砂災害警戒区域等に指定されると？

## 「土砂災害警戒区域」

主に、住民等に対する土砂災害の危険性の周知を図るとともに、重点的に土砂災害を防止するための警戒避難措置を講じるための区域。

### 土砂災害防止法での法定事項

#### 【〇〇市に対して】

1. 地域防災計画への警戒避難体制の記載義務
2. ハザードマップ等による周知の徹底
3. 要配慮者利用施設利用者への情報伝達の徹底

#### 【要配慮者利用施設の管理者に対して】

1. 避難確保計画の作成義務

#### （参考）土砂災害防止法以外の法定事項

#### 【宅地建物取引業者に対して】

1. 重要事項説明の義務（宅地建物取引業法）

## 「土砂災害特別警戒区域」

土砂災害のおそれがある区域で、新規立地抑制や建築物の安全の確保のための措置を講じるための区域

### 土砂災害防止法での法定事項

#### 【土地所有者等に対して】

1. 特定開発行為に対する許可制
2. 建築物の構造の規制

#### （参考）土砂災害防止法以外の法定事項

#### 【宅地建物取引業者に対して】

1. 重要事項説明の義務（宅地建物取引業法）

#### 【土地所有者等に対して】

1. 開発許可不適地（都市計画法）
2. 長期優良住宅認定不可（長期優良住宅の普及の促進に関する法律）
3. 太陽光発電施設設置不可  
(太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例)

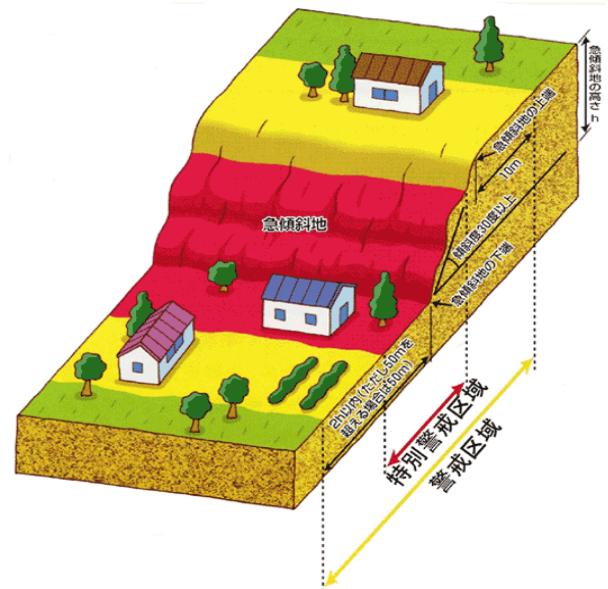
# 土砂災害警戒区域等の指定範囲の考え方

## ●急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

### 土砂災害警戒区域

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍  
(50mを超える場合は50m) 以内の区域



### 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊による発生土砂量（土質、傾斜度等により異なる）を算出し、その土砂が直撃することにより一般的な木造建造物等に損壊が生じると想定される区域。  
(対策工事が施工されれば解除される)

## ●土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一緒に流下する自然現象

### 土砂災害警戒区域

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流の勾度が2度以上で被害の恐れのある区域

### 土砂災害特別警戒区域

土石流の発生による流出土砂量（流域の広さ、勾配等により異なる）を算出し、その土砂が直撃することにより一般的な木造建造物等に損壊が生じると想定される区域。  
(対策工事が施工されれば解除される)

